

新リース会計基準の概要

長井一浩

株キヤピタル・ストラテジー・コンサルティング
(商工研相談業務委嘱先)
公認会計士

Q リース会計基準の改正について、概要を教えてください。

1. はじめに

2024年9月13

日に企業会計審議会より「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号）及び「リースに関する会計基準の

号)が公表されました。これは国際会計基準と比較して、特にオペレーティング・リースにおける負債の認識(図表①)やリースの識別の範囲において違いが生じたことによるもので、実に17年ぶりの改正となります。

2. リース会計基準の概要

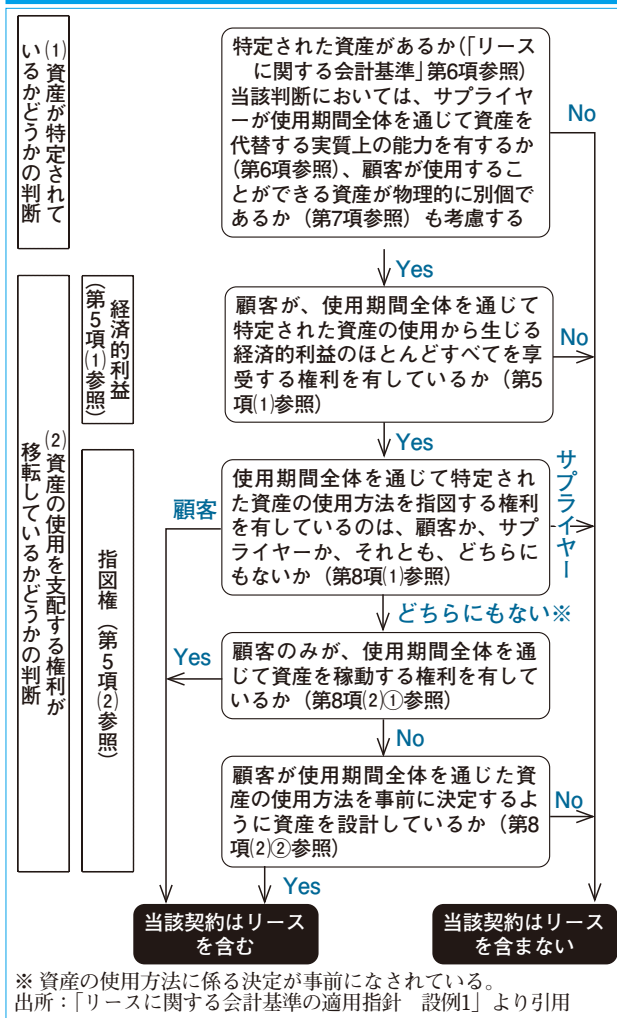
◆用語の定義

- ・リース：資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部分を言う。

図表① 借手の会計処理の新旧比較

	オペレーティング・リース	ファイナンス・リース
旧基準	オフバランス	オンバランス
新基準	オンバランス	

図表② リースの識別に関するフローチャート



ファイナンス・リース…契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースを言う。

- ・所有権移転ファイナンス・リース：契約上の諸条件に照らして資産の所有権が借手に移転すると認められるファイナンス・リースを言い、「所有権移転外ファイナンス・リース」とは、それ以外のファイナンス・リースを言う。
- ・オペレーティング・リース：ファイナンス・リース以外の

◆ リースを言う。
リースの識別

契約の締結時に、契約の当事者は、当該契約がリースを含むか否かを判断します。判断にあたり、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合、当該契約はリースを含みます〔**図表2**）。

◆借手のリース期間

借手は、借手のリース期間について、借手が資産を使用する権利を有する解約不能期間に、次の①及び②の両方の期間を加えて決定します。

①借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間

②借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間

◆リース開始日の使用権資産及びリース負債の計上額

①借手は、リース開始日に、②の金額によりリース負債を計上する。また、当該リース負債に、リース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用及び資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除した額により使用権資産を計上する。

②借手は、リース負債の計上額を算定するにあたって、原則として、リース開始日において未払いである借手のリース料から、これに含まれている利息相当額の合理的な見積額

を控除し、現在価値により算定する方法による。

③借手のリース料は、借手が借手のリース期間中に資産を使用する権利に関して行う貸手に対する支払いである。

◆利息相当額の各期への配分
利息相当額については、借手のリース期間にわたり、原則として、利息法により配分します(図表③)。

◆使用権資産の償却
①所有権移転ファイナンス・リースに関する使用権資産の減価償却費は、資産を自ら所有

図表③ リース負債の仕訳方法

(借方) 使用権資産	×××	／	(貸方) リース負債	×××
(借方) リース負債	×××	／	(貸方) 現預金	×××
支払利息	×××	／		

図表④ 減価償却の仕訳方法(直接法)

(借方) 減価償却費	×××	／	(貸方) 使用権資産	×××
------------	-----	---	------------	-----

図表⑤ 短期リースの判定基準と取り扱い

判定基準	取り扱い
リース開始日において、借手のリース期間が12カ月以内であり、購入オプションを含まないリース	借手は、短期リースについて、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上することができる

図表⑥ 少額リースの判定基準と取り扱い

判定基準	取り扱い
(1)重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、借手のリース料が当該基準額以下のリース	(1)と(2)のいずれかを満たす場合、借手は、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上することができる。なお、(2)については、①又は②のいずれかを選択できるものとし、選択した方法を首尾一貫して適用する
(2)次の①又は②を満たすリース ①企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、かつ、リース契約1件当たりの金額に重要性が乏しいリース。この場合、一つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれているときは、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができる ②新品時の資産の価値が少額であるリース。この場合、リース1件ごとにこの方法を適用するか否かを選択できる	(2)①に該当するリースに前項で定める会計処理を適用するにあたり、リース契約1件当たりの金額の算定の基礎となる対象期間は、原則として、借手のリース期間とする。ただし、当該借手のリース期間に代えて、契約上、契約に定められた期間とすることができる。また、リース契約1件当たりの金額の算定にあたり維持管理費用相当額の合理的見積額を控除することができる

出所：筆者作成。図表①、③～⑥ともに筆者作成

3. 適用時期

◆短期リースと少額リースの判定基準と簡便的な取り扱い
短期リースと少額リースの判定基準と取り扱いはそれぞれ図表⑤、図表⑥にまとめました。

「リースに関する会計基準」及び「リースに関する会計基準適用指針」は、2027年4月1日以後に開始する事業年度の期首から適用されます。ただし、25年4月1日以後開始する事業年度の期首から本会計基準を適用することができます。

